

# 「都市再生基本方針」の一部変更

## 主な改訂ポイント① 「立地適正化計画の作成に関する基本的事項」を新たに追加

### 1 都市のコンパクト化に向けた包括的なマスタープランの作成

○立地適正化計画は、生活サービス機能の維持や持続可能な都市経営の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するもの

### 2 立地適正化計画において具体的に明らかにされるべき視点等

#### ○合意形成

立地適正化計画の作成は、住民の合意プロセスを経るとともに、都市機能に関係する民間事業者・防災関係機関等の関係者への意見聴取を行い市町村都市再生協議会等も活用すること

#### ○連携・調整

隣接市町村等との協調・連携が重要であり、複数の市町村が役割分担をしながら連携してコンパクト化に取り組むため連携して作成したり、市町村が計画を作成しやすいよう都道府県が広域的な調整を行うこと

#### ○不断の見直し

計画策定後も地域の実情と時代の変化に合わせて計画を不断に見直すとともに、都市計画の変更も検討するなどの運用を行うこと

#### ○評価

市町村による自己評価のほか、都市計画審議会など専門性・中立性を有する組織を活用した第三者評価を行うこと

## 主な改訂ポイント② 「都市再生の意義及び目標に関する事項」等の修正

### （都市の基本的構造の在り方）

・今後のまちづくりは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在するコンパクトシティを目指すことが重要

### （持続可能な経営ができる都市）

・コンパクトな都市構造の実現により、経済面では、経済活動の効率性の向上や地域の活性化に資するもの。財政面では、既存の都市インフラ等の活用により、都市経営コストを縮減することが重要